

司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律附則第 11 条第 2 項に規定する司法修習生の修習期間の特例に関する規則案要綱

1 修習期間の伸長

司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律附則第 11 条第 2 項に規定する司法修習生（以下「現行型司法修習をする司法修習生」という。）の修習期間は、当分の間、少なくとも 1 年 4 月間とするものとする。

2 修習したものとみなされる期間

現行型司法修習をする司法修習生が病気その他の正当な理由によって修習しなかった期間で修習したものとみなされる期間は、当分の間、60 日以内とするものとする。

3 施行期日

この規則は、司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律附則第 1 条第 2 号に掲げる日（平成 18 年 4 月 1 日）から施行するものとする。